オプションメニュー約款
【クラウド型ソーラー発電 ピーパ】

2027 年 1 月 1 日実施

株式会社 UPDATER

目次

1. 定義……1
2. 適用……2
3. 約款の変更……2
4. 適用条件……2
5. ピーパに関する基本事項……3
6. 契約の成立および契約期間……3
7. 料金……3
8. 月額利用料金の支払義務および支払期日……5
9. 月額利用料金の変更……5
10. 契約の終了……5
11. 解約……6
12. 特則……7

附則

1. 実施期日……8
2. 経過措置……8

オプションメニュー約款【クラウド型ソーラー発電ピーパ】（以下「ピーパ約款」といいます。）は、対象となる電力プランをご契約いただいているお客さま向けに、当社の電気需給約款【スタンダードプラン・プレミアム 100 プラン・アーティスト電力プラン】、電気需給約款【みんなのプラン・エポスプラン】および電気需給約款【エポスプラン（旧料金）】（以下、合わせて「電気需給約款」といいます。）に、追加的にご契約いただく場合の料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 定義

ピーパ約款において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。また、電気需給約款に定義される言葉は、ピーパ約款においても同様の意味で使用します。

1) 「ピーパ」とは、当社が提供する【クラウド型ソーラー発電ピーパ】のことをいい、ピーパ発電所の一区画で発電した電力をお客さまが購入し、ブロックチェーン上でお客さまの需要電力と紐づけることで、電気料金の割引、余剰電力量の売却等を行うサービスのことをいいます。
2) 「ピーパ契約」とは、お客さまと当社との間に成立したピーパの利用に関する契約のことをいいます。
3) 「ピーパ発電所」とは、ピーパを提供する用に供する発電所として当社が指定した発電所のことをいいます。
4) 「ピーパ発電量」とは、お客さまが月額利用料金を支払うことで購入する、お客さまが指定したピーパ発電所の一部区画で発電された電力量のことをいいます。
5) 「ENECTION3.0」とは、当社が運用するブロックチェーン P2P 電力取引システム「ENECTION3.0」のことをいい、「ENECTION3.0」が更新、バージョンアップ、改良等により名称および性能等を変更した場合には当該変更後のシステムを含みます。
6) 「ピーパマッチング割」とは、お客さまの 1 か月の使用電力量のうち、ピーパ発電量とマッチングした電力量相当分に相当する金額を、お客さまの電気料金から割り引くことをいいます。
7) 「余剰買取割」とは、お客さまが購入されたピーパ発電量がお客さまの 1 か月の使用電力量を超えた場合に、当該超過分を当社が買い取ったものとみなし、お客さまの電気料金から割り引くことをいいます。
8) 「発電量未達割」とは、ピーパ発電所の設備故障や災害等により、ピーパ発電量が、ピーパ発電所毎に予め設定された想定発電量を大幅に下回る場合に適用される割引のことをいいます。
9) 「ピーパ貯金」とは、ピーパマッチング割、余剰買取割および発電量未達割を合算したものをいいます。

2. 適用

(1) ピーパ約款は、ピーパの利用に関する当社とお客さまとの間の権利義務関係を定めることを目的とし、お客さまと当社の間のピーパの利用に関わる一切の関係に適用されます。

3. 約款の変更

(1) 当社は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更が生じた場合、法令の制定もしくは改廃が行われた場合、その他当社が必要と認めた場合には、当社は、このピーパ約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後のピーパ約款によります。

(2) 前項の場合、当社は、あらかじめ変更後のピーパ約款の内容およびその効力発生時期を当社Webサイト上に掲載する方法、電子メールで送信する方法またはその他当社が適切と判断した方法(以下「当社が適切と判断した方法」といいます。)により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後のピーパ約款によります。

(3) このピーパ約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

1) 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

2) 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

3) 上記にかかわらず、このピーパ約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない軽微な変更である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、当該変更をしようとする事項の概要のみを説明し、契約変更前および契約変更後の書面交付をしないこととします。

4. 適用条件

お客さまは、ピーパ契約の成立時から終了するまでの間（6（契約の成立および契約期間）(4)によりピーパ契約が継続された期間を含みます。）、次の各号のすべてを満たしていただく必要があります。

(1) お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく以下の対象プランの契約者であること

スタンダードプラン、プレミアム 100 プラン、みんなのプラン、エポスプラン、エポ

スプラン（旧料金）
なお、アーティスト電力プランは対象といたしません。

(2) お客さまが電気を使用される需要場所が、ピーパ発電所の販売エリアに存在することお客さまは、他の小売電気事業者への切替え、需要場所の廃止、ピーパ発電所の販売エリア外への転居その他の事由により前各号のいずれかを満たさなくなる場合には、あらかじめ当社に通知していただきます。この場合の取扱いは、ピーパ約款 10（契約の終了）および 11（解約）によります。

5. ピーパに関する基本事項

(1) お客さまは、ピーパ発電量を毎月定額で購入することにより、ピーパ発電量を、自らが契約する需要場所の使用電力量に充当するとみなすことができるものといたします。

(2) ピーパ発電量のうち、お客さまの需要場所へ供給された電力量の把握は、ENECTION3.0 上において、ピーパ発電量と使用電力量の紐づけ（ピーパ発電量と使用電力量を 30 分ごとに個々にマッチングし、取引として約定させることをいいます。）する方法により行い、お客さまの使用電力量に紐づけされなかったピーパ発電量は当社による余剰買取量とみなします。なお、ピーパ発電量と使用電力量の紐づけ、および余剰買取量の計算においては電気需給約款に定める損失率を加味するものといたします。

(3) 前項にかかわらず、お客さまは、ピーパ約款 7（料金）(5)但書記載の方法で、ピーパ貯金の払出を求めることができます。

6. 契約の成立および契約期間

(1) ピーパ契約は、お客さまの申込みを当社が電子メールにて承諾の意思表示を発信したときに成立いたします。

(2) ピーパの利用開始日は、申込みを受け付けた日の翌日といたします。ただし、お客さまの需要場所への電力供給が開始されていない場合は、需給開始日を利用開始日といたします。また、ピーパ発電所の運転が開始されていない場合は、運転開始日を利用開始日といたします。

(3) 契約期間は、ピーパ契約が成立した日から、利用開始の日以降 1 年目が終了する日までといたします。

(4) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、ピーパ契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

7. 料金

(1) 月額利用料金
ピーパ発電量を購入するために設定される月額の定額料金は、毎月 1 日から月末まで

を 1 か月分として、ピーパ発電所毎に設定されます。
また、月額利用料金は利用月の翌月に請求いたします。
ただし、ピーパ利用日数が 1 か月 30 日以上の場合は日割りせず、1 か月 29 日以下の場合は次の算定式により算定します。 なお、端数については小数点以下第 1 位で切り捨ていたします。

算定式
(1 月の月額利用料金/30)×日割計算対象日数

(2)　ピーパマッチング割
ピーパマッチング割は、次の算定式により算定します。なお、端数については小数点以下第 1 位で切り捨ていたします。

算定式
（従量料金（月ごとの調整単価を含みます）―託送従量料金）×マッチング量

なお、託送従量料金とは、各一般送配電事業者が託送約款等で定める契約種別毎の接続送電サービス料金のうち、使用電力量に応じて課される電力量料金をいいます。
また、マッチング量とは、ピーパ約款 5（ピーパに関する基本事項）(2)で規定するピーパ発電量と紐づいた需要場所ごとの使用電力量をいいます。

(3)　余剰買取割
余剰買取割は、一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）が運営、公表するスポット市場における当該エリアの 30 分毎の価格を元に、次の算定式によって算定します。なお、端数については小数点以下第 1 位で切り捨ていたします。

算定式
（30 分毎のピーパ発電量―30 分毎のマッチング量）×（スポット市場価格×1.1（消費税等相当額）―買取手数料）
買取手数料＝1.0 円/kWh

なお、上記算定式におけるマッチング量は、各一般送配電事業者の託送約款等に定める損失率を適用したものといたします。
また、上記算定式において、30 分毎の余剰買取割が 0 円未満となる場合は 0 円といたします。

(4)　発電量未達割

毎月の発電量が、ピーパ発電所毎に予め設定された想定発電量を大幅に下回る場合には、以下の割引をさせていただきます。なお、端数については小数点以下第 1 位で四捨五入 いたします。また、発電量未達割は、暦日（毎月 1 日から末日といたします。）毎に算定いたします。

1) 1 か月間の実績発電量が想定発電量の 50%未満の場合
月額利用料金×0.5

2) 1 か月間実績発電量が 0 の場合
月額利用料金×1.0

(5) ピーパ貯金

ピーパ貯金は開始月の翌々月から発生するものとし、開始月の翌々月以降、毎月、ピーパ貯金分の金額を毎月の電気料金から割引させていただきます。また、ピーパ貯金割引後の料金が 0 円未満となる場合は、翌月分以降の電気料金で精算させていただきます。

なお、上記に関わらずお客さまが毎月の電気料金確定前に当社所定方法でピーパ貯金の金員による払出を当社に通知した場合、当社はピーパ貯金をお客さまの通知受領後 30 日以内にお客さま口座に振り込む方法により精算させていただきます。その場合、振込手数料として 1 回あたり 200 円をお客さまにご負担いただきます。

8. 月額利用料金の支払義務および支払期日

電気需給約款の電気料金の支払義務及び支払期日と同様といたします。

9. 月額利用料金の変更

当社は、ピーパ発電所の設備変更、想定発電量の変更、電源の調達に要する費用の変動その他これらに準ずる事情の変更があった場合には、発電所毎の月額利用料金を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の月額利用料金および適用開始日を、適用開始日の 1 か月前までにお客さまにお知らせいたします。月額利用料金を増額する場合の解約金の取扱いは、10（契約の終了）(4)によります。

10. 契約の終了

(1) お客さまがピーパ契約を終了しようとされる場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。他の小売電気事業者への切替え、需要場所の廃止、ピーパ発電所の販売エリア外への転居その他の事由により、ピーパ約款 4 に定める適用条件を満たさなくなる場合も同様といたします。

(2) 終了日は、お客さまが当社に通知した日の翌日といたします。ただし、他の小売電気事業者への切替え、需要場所の廃止その他の事由により電気需給契約が終了する場合

は、ピーパ契約は、お客さまからの通知の有無にかかわらず、当該電気需給契約の終了日に終了するものといたします。なお、お客さまが、対象プラン間のプラン変更またはピーパ発電所の販売エリア内での転居にともない、引き続き当社と対象プランの電気需給契約を締結し、ピーパの利用を継続される場合は、ピーパ契約は終了いたしません。

(3) ピーパ契約の終了日（終了の事由を問わず、前項ただし書により終了する場合および 11（解約）により当社がピーパ契約を解約した場合の終了日を含みます。）が利用開始日から 1 年に満たない場合は、解約金として以下の金額を申し受けます。ただし、終了日が利用開始日より前である場合は、解約金を申し受けません。

算定式

（365 日―(終了日―利用開始日＋１)）×（利用開始時の月額利用料金×12）÷365

なお、上記算定式における月額利用料金は税抜といたします。また、解約金は、ピーパ契約の終了日を含む料金の算定期間に係る電気料金とあわせて請求いたします。ただし、当該電気料金とあわせて請求することができない場合その他当社が必要と認める場合には、当社が別途指定する方法および期日により請求いたします。

(4) 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、解約金を申し受けません。

1) ピーパ発電所の廃止、長期の運転停止、対象プランの提供終了その他当社の都合によりピーパ契約が終了する場合

2) 9（月額利用料金の変更）により月額利用料金を増額する場合で、お客さまが 9 に定めるお知らせを受けた日から増額後の月額利用料金の適用開始日の前日までの間にピーパ契約を終了する旨を当社に通知されたとき

3) 需要場所の廃止にともない、お客さまが当社からピーパの提供を受けることができない場所（ピーパ発電所の販売エリア外を含みます。）へ転居される場合

4) その他当社が相当と認める場合

(5) 契約終了時にお客さまにピーパ貯金の残高がある場合において、契約終了後 1 年以内にピーパ貯金の払出請求をしないときは、お客さまはピーパ貯金を放棄したものとみなします。

11. 解約

お客さまがピーパ約款 4 に定める適用条件を満たさないことが判明した場合もしくは満たさなくなった場合、あるいは電気需給約款 39（解約等）に該当する場合（なお、電気需給約款 39 が解約等を規定した条項ではない場合、当該電気需給約款において解約等を規定した条項に読み替えるものとする。）には、当社はお客さまとのピーパ契約を解約することがあります。この場合の終了日は、適用条件を満たさなくなったことによる場合はその満たさなくなった日（電気需給契約の終了にともなう場合は、10

（契約の終了）(2)ただし書によります。）、それ以外の場合は当社が解約の通知において定める日（通知の日以降の日に限ります。）といたします。また、この場合の解約金の取扱いは、10（契約の終了）(3)および(4)によります。

12. 特則

ピーパは、「顔の見える化」の実現のために（パブリックな）ブロックチェーン技術を利用しています。

そのため、ピーパのご利用について、あらかじめ以下の内容をご理解の上同意いただきます。

① ピーパご利用の際に、お申込者の個人情報を含む以下の情報がブロックチェーン上に記録されます。

【需要場所情報】
・需要場所アドレス（※）
・ユーザアドレス （※）
・種別
・エリア番号

【発電場所情報】
・需要場所アドレス（※）
・ユーザアドレス（※）
・種別
・販売エリア番号

【電力トークン】
・発電所・需要場所アドレス（※）
・30 分電力量

【権利トークン】
・発電所アドレス（※）
・権利トークン番号
・発電所種別
・販売エリア番号
・有効期間開始日、終了日
・適用対象期間開始コマ、終了コマ
・所有権比率

・所有者ユーザアドレス（※）

※ブロックチェーン固有のウォレットを表す ID です。なお、これらの ID は、当社の別システムにあるお申込者の個人情報と紐づいている情報です。

② ブロックチェーンに記録された情報は、ブロックチェーンへアクセスした不特定多数の第三者が閲覧できる状況となります。ブロックチェーンの性質上、当該情報にアクセスした第三者を特定することはできないことから、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報については提供することはできません。
ただし、お客様の氏名や住所などが特定され又は漏えいすることはありません。

③ 一度ブロックチェーンに記録された情報は、ブロックチェーンの性質上削除停止等の措置をとることができません。

附則

1 実施期日

このピーパ約款は、2027 年 1 月 1 日より適用します。

2 経過措置

このピーパ約款の実施期日前に終了したピーパ契約については、なお従前の例によります。